

情報共有システム「工事監理官」利用者 各位

一般社団法人 秋田県建設業協会

## 消費税率変更に伴う ASP 利用料の消費税率の取り扱いに関するお知らせ

平素は情報共有システム「工事監理官」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和 1 年 10 月 1 日の消費税率変更に伴いまして情報共有システム「工事監理官」のご利用料金（以下、ASP 利用料）の消費税率の取り扱いを下記の通りとさせていただきますことをお知らせ致します。

### 記

1. ASP 利用料の消費税率につきまして、令和 1 年 9 月までの請求分に関しては消費税率 8%、令和 1 年 10 月以降の請求分に関しては消費税率 10%とさせていただきます。
2. 令和 1 年 9 月分までの ASP 利用料に対し消費税率 8%が適用されるよう、令和 1 年 10 月以降も継続利用となる工事（令和 1 年 9 月末終了予定の工事を含む）につきましては、令和 1 年 9 月までの ASP 利用料を今回ご請求させていただきます。
3. 令和 1 年 9 月末の中途精算時に、令和 1 年 10 月以降の利用料を消費税率 8%で前払いすることはできません。

以上